【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月14日提出

【計算期間】 第25期(自 2024年7月17日至 2025年7月15日)

【ファンド名】 損保ジャパン日本債券ファンド

【発行者名】 SOMPOアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山口 力

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目2番16号

【事務連絡者氏名】 津田 浩平

【連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目2番16号

【電話番号】 03-5290-3400

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して、「損保ジャパン日本債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。)受益証券を主要投資対象として運用を行うことを基本とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式
追加型	海外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 当ファンドの商品分類の定義 >

項目	該当する 商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来
		の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

地域 投資形態
12人
ファミリーファンド
ファンド・オブ・
ファンズ

			, 有価証券報告書(内国投資係
一般	(毎月)	中南米	
公債	日々	アフリカ	
社債	その他	中近東	
	()	(中東)	
その他債券	,	エマージング	
クレジット属性			
()			
不動産投信			
その他資産			
(投資信託証券(債			
券 一般 高格付			
債))			
資産複合			
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			
()			

- (注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
- (注2)ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、 商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

< 当ファンドの属性区分の定義 >

項目	該当する 属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、主 として債券のうち格付の高い公債、社債、その他債券属性に あてはまらないすべてのものに投資する旨の記載があるもの
	高格付債))	をいいます。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファ ンド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を 投資対象として投資するものをいいます。

当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

<ファンドの特色>



日本の公社債を実質的な主要投資対象とし、中長期的に信託財産の着実な成長と、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

● ファンドの特色

1 主として、日本の公社債に投資します。世界経済のマクロな動向、この中での日本の金利動向、さらに個別銘柄の信用リスク等を総合的に分析し、ベンチマークを安定的に上回る投資成果を追求します。

- ●NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとします。
 - ・NOMURA BPI総合指数とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づき構成されたポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。
 - NOMURA BPI総合指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- 主に円建の公社債等(国債・地方債・政府保証債・金融債・事業債、 サムライ債(円建外債)等)を投資対象とします。

国債・地方債・政府保証債・金融債以外の事業債等については、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄を投資対象とします。

<運用プロセス>

マクロ経済分析



定量分析

・イールドカーブモデル ・セクターモデル 他



市場環境分析

・マクロ、ファンダメンタルズ ・パリュー 需給 金融財政政策 ・テクニカル 他



デュレーション戦略 イールドカーブ戦略

- 金利動向分析
- 国内債券のデュレー ションの決定

- 満期別割安度の分析
- 満期別ウェイトの 決定

セクター戦略

- ・信用リスク、流動性 リスク等の分析
- 債券種類別ウェイト の決定

個別銘柄戦略

- 業種分析、企業分析
- 個別銘柄の投資方針 決定



モデルポートフォリオ

(2)【ファンドの沿革】

2000年7月31日 信託契約締結、設定、運用開始

2002年7月1日 ファンドの名称を「安田火災シグナ日本債券オープン」から「シグナ日

本債券ファンド」に変更

マザーファンドの名称を「安田火災シグナ日本債券マザーファンド」か

ら「シグナ日本債券マザーファンド」に変更

2003年2月14日 マザーファンドの運用委託先であるシグナ・インターナショナル・イン

> ベストメント・アドバイザーズ株式会社への委託を行わず、当社が運用 する方法に変更するとともに、マザーファンドの名称を「シグナ日本債 券マザーファンド」から「損保ジャパン日本債券マザーファンド」に変

更

ファンドの名称を「シグナ日本債券ファンド」から「損保ジャパン日本

債券ファンド」に変更

2012年3月30日 マザーファンドの評価、入れ替えを行わないこととし、その助言に関す

る損保ジャパンDC証券株式会社との投資顧問契約を解約。信託報酬率

を引下げ。

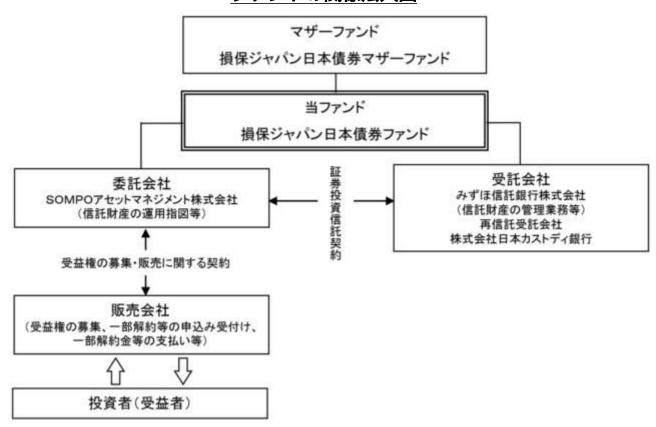
(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



ファンドの関係法人図



ファンドの関係法人

()委託会社または委託者:SOMPOアセットマネジメント株式会社 当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

()販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権 の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金 の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

- () 受託会社または受託者: みずほ信託銀行株式会社
 - (再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理 業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作 成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

委託会社等の概況

()資本金の額 1,550百万円 (2025年7月末現在)

()委託会社の沿革

1986年	2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
1987年	2月20日	投資顧問業の登録
1987年	9月9日	投資一任業務の認可取得
1991年	6月1日	ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリ
		ンソン投資顧問株式会社に商号変更
1998年	1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
1998年	3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年	3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
2002年	7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年	9月30日	金融商品取引業者として登録
2010年	10月1日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本
		興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更
2020年	4月1日	SOMPOアセットマネジメント株式会社に商号変更

()大株主の状況(2025年7月末現在)

名称	住所(所在地)	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
SOMPOホールディングス 株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26番 1 号	24,085	100.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a . 基本方針

当ファンドは、主に日本の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

b. 運用方針

投資対象

「損保ジャパン日本債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。このほか、日本の公社債に直接投資することがあります。

投資態度

- () 主として「損保ジャパン日本債券マザーファンド」受益証券等への投資を通して、日本の公社債を中心に利回りの高いポートフォリオを構築し、インカムの確保を図るとともに金利や格付けの変動に伴う超過リターンを追求しつつ、ベンチマーク(NOMURA-BPI総合指数)を中長期的に上回る投資成果を目指します。
- () 投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、客観的に同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
- () 運用期間を通じて、ポートフォリオの見直しを随時行い、個別組入銘柄変更やデュレーション調

整等を行います。

- () 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、対円で原則100%為替ヘッジを行います。
- () 実質組入外貨建資産とは、信託財産に係る保有外貨建資産及びマザーファンドの信託財産に係る 保有外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした資産との合計をいいます。
- () 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- () 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款 第25条、第26条及び第27条に定めるものに限ります。)
 - 八. 金銭債権
 - 二.約束手形
- () 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ.為替手形

委託会社は、信託金を、主としてSOMPOアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された損保ジャパン日本債券マザーファンドの受益証券及び次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定める ものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)及び新 株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券ならびに証書、12.及び17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.及び17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券及び14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

(運用体制)

総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。

各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運 用担当部が運用計画を策定します。

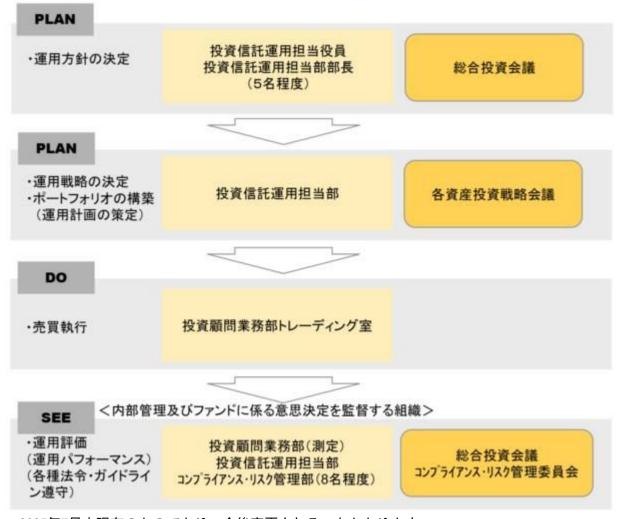
各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。

運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

(社内規程)

社内規程でファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種 規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュア ル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。



2025年7月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

(4)【分配方針】

毎決算時(原則として7月15日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の全額 とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

中長期的な観点から、複利効果による資産の成長を目指すために分配を抑えるファンドです。

(5)【投資制限】

a . 当ファンドの信託約款に基づく投資制限

株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産 総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5% 以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該 新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ない ことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および 第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投 資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

投資する株式等の範囲

- () 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所 (金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第 3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社 の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引きされている株式の発行会社の発行するもの とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株 予約権証券については、この限りではありません。
- () 前記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予 約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会 社が投資することを指図することができるものとします。

公社債の空売りの指図及び範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に 属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済について は、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うこ との指図をすることができるものとします。
- () 前記()の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の 範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記 () の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売 付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図

- () 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号 イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号 ロに掲げるものをいいます。)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
- () 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨

に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

() 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の 取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- () 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価 するものとします。
- () 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- () 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託 約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全 部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- () 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の 範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 前記1.及び2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその 超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の借入れの指図及び範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- () 前記()の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記 () の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借 入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 前記()の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

- () 委託会社は、信託財産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- () 前記()の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額と の差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財 産に属する外貨建資産(親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみ なした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占め る外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を含みます。)の為替変動リスク を回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- () 前記()の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

資金の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ(コー ル市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有 価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金の合計額を限度とします。
- () 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- () 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- () 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株

式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

() 前記()及び()の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

デリバティブ取引に係る投資制限 (金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る 変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方 法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引 (新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含 みます。)を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

(参考)「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の運用の基本方針

1.基本方針

この投資信託は、主に日本の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益 の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方針

(1)投資対象

日本の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、日本の公社債を中心に分散投資を行い、インカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、NOMURA-BPI総合指数を中長期的に上回る投資成果を目指します。

投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、客観的に同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

運用期間を通じて、ポートフォリオの見直しを随時行い、個別組入銘柄変更やデュレーション調整等を行います。

外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、対円で原則100%為替ヘッジを行います。

資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用制限

株式 (新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産 総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

SOMPOアセットマネジメント株式会社(E12434)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産 総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第18条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第19条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款第20条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

3【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属いたします。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

< その他の留意点 >

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環

境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引でき

ないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナス の影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性 があります。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払 われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費 控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期 決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずし も計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっ ては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファン ド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおい て売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る 場合があります。

ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの 基準価額が影響を受ける場合があります。

販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいか なる責任も負いません。

委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払い についての責任を負いません。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、そ れぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

お申込み、ご換金に関わる留意点

<お申込時>

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減 少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が 困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき(「緊急事態発生時」といいま す。)は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことが できるものとします。

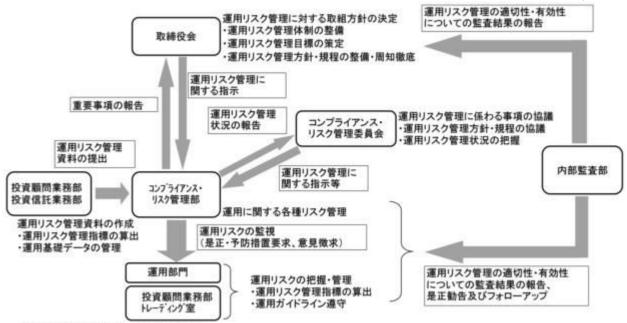
< ご換金時 >

委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付け た一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が 中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できま す。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当 該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信 託約款の規定に準じて算出した価額とします。

<リスクの管理体制>

SOMPOアセットマネジメント株式会社(E12434)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)



(注)上図は、2025年7月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

流動性リスクに対する管理体制

※運用リスクには流動性リスクを含みます。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニ タリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な 実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等 については、定期的に社内委員会に報告されます。



- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ●上記は、期間5年の各月末におけるグラフになります。
- ●「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資料	星クラスの掲載	
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ペース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものですなお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円換算ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。MSC エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に円換算しています なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、面標権、知的財産権その作一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	J PモルガンGBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ペース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通資建て国債を対象にした指数ですなお、J.P. モルガン G.B.T. ー E.Mグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金	
申込み時	申込手数料 及び 消費税等相 当額	申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、0.55%(税抜0.50%)を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの 商品説明・投資環境の説 明・事務処理等の対価

1 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産

総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総 口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることが あります。

- 2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- 3 定時定額購入サービス契約を結ばれた場合および確定拠出年金制度に基づく申込みの場合、お 申込手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期項目		費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の基準価額に対して0.1%

(3)【信託報酬等】

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.605%(税抜0.55%)を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりで す。(下記 のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。)

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
委託会社	年率0.25%(税抜)	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.25%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座 内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.05%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了 日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。(税額 は、税法改正時には変更となります。)

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦 信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、 販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税 等相当額が含まれています。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、 受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて日々計 算し、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁することができま す。支弁時期は信託報酬と同様です。

監査費用	監査法人に支払うファンド監査にかかる費用

上記の費用等については、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示する ことができないものがあります。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委 託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及 び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等 に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う 手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

売買委託手数料 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

保管費用

有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

(5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率が適用されます。

<一部解約時および償還時>

一部解約時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得等として課税対象となり、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率が適用されます。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

(注1) 個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手 数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う つど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記<収益分配金の課税について>をご参照ください。)

(注2) 収益分配金の課税について

・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合

一定額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配 当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座 を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関 および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度 の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

●直近の運用報告書の作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下のとおりです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.61%	0.60%	0.01%

[※]対象期間は2024年7月17日から2025年7月15日です。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

損保ジャパン日本債券ファンド

2025年7月31日現在

資産の種類	地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,252,994,324	99.10
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		11,370,842	0.90
純資産総額	1,264,365,166	100.00	

⁽注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考)損保ジャパン日本債券マザーファンド

2025年7月31日現在

地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
日本	25,610,758,300	77.25
日本	43,359,442	0.13
日本	6,307,343,000	19.03
フランス	398,189,000	1.20
イギリス	99,527,000	0.30
	6,805,059,000	20.53
	692,435,040	2.09
	33,151,611,782	100.00
	日本 日本 日本 フランス	日本25,610,758,300日本43,359,442日本6,307,343,000フランス398,189,000

⁽注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

[※]対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

[※]詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

⁽注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

⁽注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

損保ジャパン日本債券ファンド

2025年7月31日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価(円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン日本債券マザーファ ンド	956,411,209	1.3054	1,248,513,413	1.3101	1,252,994,324	99.10

(注1)評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.10
合計	99.10

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

(参考)損保ジャパン日本債券マザーファンド

2025年7月31日現在

									2025	牛/月31日	九1工
順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価(円)	評価金額 (円)	利率(%)	償還日	投資 比率 (%)
1	日本		第177回利付 国債(5年)	2,800,000,000	100.33	2,809,492,000	100.27	2,807,616,000	1.1000000	2029/12/20	8.47
2	日本		第473回利付 国債(2年)	2,000,000,000	100.04	2,000,920,000	100.00	2,000,180,000	0.8000000	2027/6/1	6.03
3	日本		第365回利付 国債(10年)	1,600,000,000	93.26	1,492,256,000	93.28	1,492,496,000	0.1000000	2031/12/20	4.50
4	日本		第371回利付 国債(10年)	1,530,000,000	92.92	1,421,813,700	93.03	1,423,374,300	0.4000000	2033/6/20	4.29
5	日本		第376回利付 国債(10年)	1,300,000,000	94.92	1,234,064,000	95.10	1,236,326,000	0.9000000	2034/9/20	3.73
6	日本		第471回利付 国債(2年)	1,150,000,000	100.27	1,153,105,000	100.22	1,152,553,000	0.9000000	2027/4/1	3.48
7	日本		第160回利付 国債(20年)	1,200,000,000	88.40	1,060,860,000	88.86	1,066,356,000	0.7000000	2037/3/20	3.22
8	日本		第378回利付 国債(10年)	940,000,000	98.76	928,390,200	98.86	929,349,800	1 . 4000000	2035/3/20	2.80
9	日本		第154回利付 国債(20年)	880,000,000	96.16	846,216,800	96.46	848,927,200	1.2000000	2035/9/20	2.56
10	日本		第183回利付 国債(20年)	880,000,000	85.40	751,528,800	86.40	760,381,600	1.4000000	2042/12/20	2.29
11	日本		第176回利付 国債(20年)	800,000,000	76.52	612,208,000	77 . 47	619,808,000	0.5000000	2041/3/20	1.87
12	日本		第191回利付 国債(20年)	660,000,000	91.25	602,269,800	92.32	609,345,000	2.0000000	2044/12/20	1.84
13	日本		第166回利付 国債(20年)	700,000,000	84.93	594,531,000	85.62	599,403,000	0.7000000	2038/9/20	1.81
14	日本		第175回利付 国債(5年)	580,000,000	99.47	576,926,000	99.41	576,589,600	0.9000000	2029/12/20	1.74

								有価証	L夯報告書	【(内国投)	負信託
15	日本	国債証券	第149回利付 国債(20年)	540,000,000	100.31	541,701,000	100.47				
16	日本	国債証券	第177回利付 国債(20年)	650,000,000	74.63	485,101,500	75.56	491,172,500	0.4000000	2041/6/20	1.48
17	'日本	国債証券	第172回利付 国債(5年)	500,000,000	98.22	491,105,000	98.18	490,925,000	0.5000000	2029/6/20	1.48
18	日本	国債証券	第377回利付 国債(10年)	480,000,000	97.16	466,368,000	97.37	467,380,800	1.2000000	2034/12/20	1.41
19	日本	国債証券	第351回利付 国債(10年)	430,000,000	97.85	420,780,800	97.80	420,561,500	0.1000000	2028/6/20	1.27
20	日本	国債証券	第178回利付 国債(5年)	400,000,000	99.77	399,108,000	99.71	398,852,000	1.0000000	2030/3/20	1.20
21	日本	国債証券	第60回利付国 債(30年)	570,000,000	67.81	386,517,000	68.82	392,319,600	0.9000000	2048/9/20	1.18
22	日本	社債券	第36回NTT ファイナンス株 式会社無担保社 債(社債間限定 同順	400,000,000	97.85	391,432,000	97.81	391,248,000	0.9230000	2029/12/20	1.18
23	日本	国債証券	第168回利付 国債(20年)	410,000,000	80.23	328,951,200	80.99	332,079,500	0.4000000	2039/3/20	1.00
24	日本	国債証券	第77回利付国 債(30年)	430,000,000	73.25	315,000,800	74.36	319,778,100	1.6000000	2052/12/20	0.96
25	日本	国債証券	第150回利付 国債(20年)	320,000,000	99.19	317,417,600	99.35	317,939,200	1.4000000	2034/9/20	0.96
26	フランス	社債券	第 1 5 回クレ ディ・アグリコ ル・エス・エー 期限前償還条項 付非上	300,000,000	99.53	298,596,000	99.46	298,404,000	1.1140000	2028/1/26	0.90
27	日本	社債券	第2回武田薬品 工業株式会社利 払繰延条項・期 限前償還条項付 無担	300,000,000	99.35	298,059,000	99.37	298,122,000	1.9340000	2084/6/25	0.90
28	日本	社債券	第42回SBI ホールディング ス株式会社無担 保社債(社債間 限定	300,000,000	99.26	297,798,000	99.20	297,627,000	1.7910000	2030/1/23	0.90
29	日本	社債券	第 2 4 回パナソ ニック ホール ディングス株式 会社無担保社債 (社	300,000,000	98.19	294,582,000	98.08	294,252,000	0.7090000	2028/9/14	0.89
30	日本	社債券	第3回コカ・ コーラ ボト ラーズジャパン ホールディング ス株式会	300,000,000	95.83	287,502,000	95.51	286,539,000	0.2700000	2029/9/19	0.86

- (注1)評価額組入上位30銘柄について記載しています。
- (注2)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。
- (注3)償還年月日が「9999/99/99」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年7月31日現在

	2023年7月31日現任
種類	投資比率(%)
国債証券	77.25
特殊債券	0.13
社債券	20.53
合計	97.91

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

【投資不動産物件】

損保ジャパン日本債券ファンド 該当事項はありません。

(参考)損保ジャパン日本債券マザーファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

損保ジャパン日本債券ファンド 該当事項はありません。

(参考)損保ジャパン日本債券マザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

損保ジャパン日本債券ファンド

直近日(2025年7月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

直近日(2025年7月末)、	同日則「牛以内にお「	プる合月木及ひ下記	計昇期间木における	の純質産の推移は次(ル通りです。
		純資産総	額(円)	1口当たりの糾	[資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第16計算期間末	(2016年 7月15日)	1,556,405,525	1,556,405,525	1.2500	1.2500
第17計算期間末	(2017年 7月18日)	1,468,718,075	1,468,718,075	1.2114	1.2114
第18計算期間末	(2018年 7月17日)	1,476,611,600	1,476,611,600	1.2231	1.2231
第19計算期間末	(2019年 7月16日)	1,586,613,295	1,586,613,295	1.2490	1.2490
第20計算期間末	(2020年 7月15日)	1,527,843,324	1,527,843,324	1.2276	1.2276
第21計算期間末	(2021年 7月15日)	1,548,569,776	1,548,569,776	1.2305	1.2305
第22計算期間末	(2022年 7月15日)	1,472,032,731	1,472,032,731	1.1871	1.1871
第23計算期間末	(2023年 7月18日)	1,398,075,870	1,398,075,870	1.1664	1.1664
第24計算期間末	(2024年 7月16日)	1,303,305,174	1,303,305,174	1.1201	1.1201
第25計算期間末	(2025年 7月15日)	1,260,773,927	1,260,773,927	1.0751	1.0751
	2024年 7月末日	1,310,007,586		1.1177	
	8月末日	1,330,811,349		1.1298	
	9月末日	1,329,539,183		1.1333	
	10月末日	1,322,863,573		1.1260	
	11月末日	1,296,763,642		1.1185	
	12月末日	1,295,745,015		1.1167	
	2025年 1月末日	1,286,964,802		1.1096	
	2月末日	1,281,430,507		1.1029	
	3月末日	1,272,632,185		1.0919	
	4月末日	1,301,259,655		1.0989	
	5月末日	1,273,768,146		1.0822	

6月末日	1,284,508,139	1.0883	
7月末日	1,264,365,166	1.0787	

【分配の推移】

損保ジャパン日本債券ファンド

	1口当たりの分配金(円)
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000
第22計算期間	0.0000
第23計算期間	0.0000
第24計算期間	0.0000
第25計算期間	0.0000
·	

【収益率の推移】

損保ジャパン日本債券ファンド

	収益率(%)
第16計算期間	7.8
第17計算期間	3.1
第18計算期間	1.0
第19計算期間	2.1
第20計算期間	1.7
第21計算期間	0.2
第22計算期間	3.5
第23計算期間	1.7
第24計算期間	4.0
第25計算期間	4.0

⁽注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落の額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。 なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

損保ジャパン日本債券ファンド

	設定口数	解約口数
第16計算期間	271,046,800	183,356,951
第17計算期間	208,345,164	241,026,508
第18計算期間	177,311,028	182,399,281
第19計算期間	242,379,949	179,399,939
第20計算期間	283,953,449	309,678,954

EDINET提出書類 SOMPOアセットマネジメント株式会社(E12434)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第21計算期間	205,997,114	192,026,368
第22計算期間	186,215,374	204,723,313
第23計算期間	170,234,328	211,592,294
第24計算期間	211,149,234	246,238,684
第25計算期間	203,596,302	194,505,147

⁽注1)本邦外における設定及び解約はございません。

参考情報

⁽注2)設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

基準日:2025年7月31日

基準価額・純資産の推移 2015/07/31~2025/07/31

🦲 分配の推移



設定来累計	100円
2025年07月	0円
2024年07月	0円
2023年07月	0円
2022年07月	0円
2021年07月	0円

- 1万口当たり、税引前
- 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しています。
- 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

主要な資産の状況

損保ジャパン日本債券ファンド

資産別構成		
資産の種類	純資産比	
損保ジャバン日本債券マザーファンド	99,10%	
コール・ローン等	0.90%	
숨 計	100,00%	

損保ジャパン日本債券マザーファンド

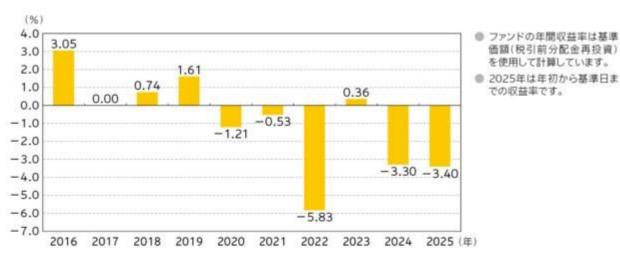
資産別構成	
資産の種類	純資産比
公社債	97.91%
コール・ローン等	2.09%
合 計	100.00%

種類別構成		
種類	純資産比	
国債証券	77.3%	
社債券	20.5%	
特殊債券	0.1%	
コール・ローン等	2,1%	
合 計	100.0%	

	銘 柄 名	種類	償還日	純資産比
1	第177回利付国債 (5年)	国債証券	2029/12/20	8.5%
2	第473回利付国債 (2年)	国債証券	2027/6/1	6.0%
3	第365回利付国債 (10年)	国債証券	2031/12/20	4.5%
4	第371回利付国債 (10年)	国債証券	2033/6/20	4.3%
5	第376回利付国債 (10年)	国債証券	2034/9/20	3.7%
6	第471回利付国債(2年)	国債証券	2027/4/1	3.5%
7	第160回利付国債 (20年)	国債証券	2037/3/20	3.2%
8	第378回利付国債 (10年)	国債証券	2035/3/20	2.8%
9	第154回利付国債 (20年)	国債証券	2035/9/20	2.6%
10	第183回利付国債 (20年)	国債証券	2042/12/20	2.3%
	組入	絡柄数		105銘柄

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

● 年間収益率の推移(暦年ベース)



- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。

お申込みの受付は、原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、 それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります(受付時間については、販売会社により異な る場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端 に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額 の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき(「緊急事態発生時」 といいます。)は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取 り消すことができるものとします。

- (2) 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設します。
- (3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日における基準価額 とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。) を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額か ら負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で 除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されることがありま す。

当ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知るこ とができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

0120-69-5432 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sompo-am.co.jp/

(4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取 得申込受付日の基準価額に、0.55%(税抜0.50%)を上限として販売会社が定めた申込手数料率を 乗じて得た額です。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービスを申込まれた場合、または確定拠出年金制 度に基づき申込まれた場合、申込手数料はありません。

- (5) お申込単位は、販売会社が定める単位とします。 申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受 益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数 の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換 えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託 会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載また は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委 託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への 新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託 のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行

います。

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、日本における委託会社及び販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の受付は、原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)。
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
 - 一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を 信託財産留保額 として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起 算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

- (4) 委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。
- (5) 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求 に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口 数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において 当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計

算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に 減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公 表を中止することがあります。

委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432 (受付時間:営業日の午前 9 時~午後 5 時)

ホームページ https://www.sompo-am.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第50条第7項、第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項及び第55条第2項に規定する事由が生じた場合にはこの信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

原則として毎年7月16日から翌年7月15日までとします。

なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約

- () 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が 1 億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利である と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契 約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- () 委託会社は、前記()の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、 その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、こ の信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いませ ん。
- () 前記()の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 前記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1 を超えるときは、前記()の信託契約の解約をしません。
- () 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 前記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じ

ている場合であって、前記()の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行う ことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。
-) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第 56条(信託約款の変更)の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- () 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき は、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
-) 前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資 信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第56条第4項に該当する場 合(当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を 超える場合)を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

-) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関す る事業を譲渡することがあります。
-) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信 託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任 務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会 社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任 した場合、委託会社は、信託約款第56条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
-) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了 させます。

信託約款の変更

-) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき は、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更 しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
-) 委託会社は、前記(-)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変 更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に 係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対し て書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
-) 前記()の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異 議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
-) 前記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1 を超えるときは、前記()の信託約款の変更をしません。
-) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公 告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全 ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

運用状況に係る情報の提供

SOMPOアセットマネジメント株式会社(E12434)

- () 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁 的方法により提供します。
-) 前記()の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から前記()に定める情報の提供につい て、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

公告

() 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載しま す。

https://www.sompo-am.co.jp/

() 前記()の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた 場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のな い限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意に より変更することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信 託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて 所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託 の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりで す。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益及び 損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

当ファンドの収益分配金は、原則として自動的に当ファンドに再投資される性格を有します。分配金 は税引き後再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されま す。

なお、収益分配金を再投資しない契約を別に締結した受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持 ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、決算日において振替機関等の振替 口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行 なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定 された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権について は原則として取得申込者とします。)に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にお いて行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行う ものとします。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその 権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において 振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた 受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の

ため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受付は、原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧また は謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して 異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって 買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2024年7月17日から2025年7月15日までの財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- 1【財務諸表】

【損保ジャパン日本債券ファンド】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第24期 2024年7月16日現在	第25期 2025年7月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,451,140	16,816,820
親投資信託受益証券	1,291,277,147	1,247,870,020
未収利息	4	161
流動資産合計	1,308,728,291	1,264,687,001
資産合計	1,308,728,291	1,264,687,001
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,336,792	40,198
未払受託者報酬	363,892	346,608
未払委託者報酬	3,638,886	3,466,014
その他未払費用	83,547	60,254
流動負債合計	5,423,117	3,913,074
負債合計	5,423,117	3,913,074
純資産の部		
元本等		
元本	1,163,580,707	1,172,671,862
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	139,724,467	88,102,065
元本等合計	1,303,305,174	1,260,773,927
純資産合計	1,303,305,174	1,260,773,927
負債純資産合計	1,308,728,291	1,264,687,001

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第24期 自 2023年7月19日 至 2024年7月16日	第25期 自 2024年7月17日 至 2025年7月15日
営業収益		
受取利息	450	36,136
有価証券売買等損益	46,755,002	44,597,127
営業収益合計	46,754,552	44,560,991
営業費用		
支払利息	3,253	-
受託者報酬	744,037	710,393
委託者報酬	7,440,288	7,103,822
その他費用	196,239	123,494
営業費用合計	8,383,817	7,937,709
営業利益又は営業損失()	55,138,369	52,498,700
経常利益又は経常損失()	55,138,369	52,498,700
当期純利益又は当期純損失()	55,138,369	52,498,700
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	5,585,505	2,036,760
期首剰余金又は期首欠損金()	199,405,713	139,724,467
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,174,452	21,956,852
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	30,174,452	21,956,852
剰余金減少額又は欠損金増加額	40,302,834	23,117,314
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	40,302,834	23,117,314
分配金	_	_
期末剰余金又は期末欠損金()	139,724,467	88,102,065

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 2.費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 3 . その他財務諸表作成のための基本 となる重要な事項 計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年7月15日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2024年7月16日としております。

(貸借対照表に関する注記)

	期別	第24期 2024年7月16		第25 2025年7月	
1 .	受益権の総数		1,163,580,707□		1,172,671,862口
2 .	計算期間の末日にお		1.1201円	1口当たり純資産額	1.0751円
	ける1単位当たりの純 資産の額	(1万口当たり純資産額)	(11,201円)	(1万口当たり純資産額)	(10,751円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	<u> </u>	
項目	第24期 自 2023年7月19日 至 2024年7月16日	第25期 自 2024年7月17日 至 2025年7月15日
	(0円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(230,945,237円)及び分配準備積立金(49,504,696円)より分配対象収益は280,449,933円(1万口当たり2,410.23円)で	計算期間末における経費控除後の配当等収益 (3,201,788円)(本ファンドに帰属すべき親 投資信託の配当等収益を含む)、費用控除 後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損 益(0円)、信託約款に規定される収益調整金 (240,820,215円)及び分配準備積立金 (42,097,400円)より分配対象収益は 286,119,403円(1万口当たり2,439.88円)で ありますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

項目	第24期 自 2023年7月19日 至 2024年7月16日	第25期 自 2024年7月17日 至 2025年7月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信 託約款に基づき金融商品を投資として運 用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	(1)金融商品の内容 当所に 当所に 当所に 当所に 当所に 当所に 当所に 当所に 当所に 当所に	同左

		有测盐分散古者 (内国投資活动
項目	第24期 自 2023年7月19日 至 2024年7月16日	第25期 自 2024年7月17日 至 2025年7月15日
	(ついて) では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	同左
ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

- 立門间印い时間守に送りる事場	ξ	
項目	第24期 2024年7月16日現在	第25期 2025年7月15日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記 に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

<u> (例注コず日にの私 川に因する江心) </u>	
第24期 2024年7月16日現在	第25期 2025年7月15日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

_(ての他の注意)		
項目	第24期 自 2023年7月19日 至 2024年7月16日	第25期 自 2024年7月17日 至 2025年7月15日
期首元本額	1,198,670,157円	1,163,580,707円
期中追加設定元本額	211,149,234円	203,596,302円
期中一部解約元本額	246,238,684円	194,505,147円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第24期 2024年7月16日現在	第25期 2025年7月15日現在	
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	当期の損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	44,115,215	43,590,374	

有価証券報告書(内国投資信託受益証券) 合計 44,115,215 43,590,374

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2025年7月15日現在

種類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	損保ジャパン日本債券マザーファンド	955,929,233	1,247,870,020	
合計		955,929,233	1,247,870,020	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

損保ジャパン日本債券ファンドの主要投資対象の状況は以下のとおりです。 *なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン日本債券マザーファンド

貸借対照表

	2024年7月16日現在	2025年7月15日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	271,203,645	356,967,798
国債証券	22,069,977,500	25,268,897,000
地方債証券	680,001,000	289,506,000
特殊債券	836,571,006	418,845,377
社債券	8,217,770,000	6,041,901,000
未収利息	51,810,504	58,661,052
前払費用	2,219,065	8,037,076
流動資産合計	32,129,552,720	32,442,815,303
資産合計	32,129,552,720	32,442,815,303
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	23,758,563,820	24,852,099,078
剰余金		
剰余金又は欠損金()	8,370,988,900	7,590,716,225
元本等合計	32,129,552,720	32,442,815,303
純資産合計	32,129,552,720	32,442,815,303

SOMPOアセットマネジメント株式会社(E12434)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	2024年7月16日現在	2025年7月15日現在
科目	金額(円)	金額(円)
負債純資産合計	32,129,552,720	32,442,815,303

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<u>(里安な会計力針に係る事項に関す</u>	(6注記)
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券
	個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。
	ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定で きない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事 由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもっ
	て時価と認めた価額で評価しております。
2 . 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準
	約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

		/ _			
期別		2024年7月	16日現在	2025年7月	月15日現在
	1. 受益権の総数		23,758,563,820□		24,852,099,078口
	2 . 計算期間の末日にお	1口当たり純資産額	1.3523円	1口当たり純資産額	1.3054円
	ける1単位当たりの純資産の額	(1万口当たり純資産額)	(13,523円)	(1万口当たり純資産額)	(13,054円)

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

	<u> 金融商品の状況に関する事項</u> 項目	自 2023年7月19日 至 2024年7月16日	自 2024年7月17日 至 2025年7月15日
1 .	金融商品に対する取組方針	<u> </u>	同左
2 .	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	(1)金融商品の内容 当価値に記載している金融商品は、権がに対する金融では、 有び金銭債務では、当有価証券には、 は、権がには、 は、有がには、 は、有がには、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	同左
3 .	金融商品に係るリスク管理体制	をつにン基の委市金移運す信各モドを流必す金まま切しもファースを対しています。 を対したプラクしクまで、一般では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	同左
4 .	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

立煕的吅の时間守に関する事場	ξ	
項目	2024年7月16日現在	2025年7月15日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原 則としてすべて時価評価されているた め、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記 に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 と記載債権及び金銭債務)は短期間で決 済されるため、帳簿価額を時価としてお ります。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

2024年7月16日現在	2025年7月15日現在
該当事項はありません。	同左

<u>(その他の注記)</u>

項目	自 2023年7月19日 至 2024年7月16日	自 2024年7月17日 至 2025年7月15日
本報告書における開示対象ファンドの期首にお ける当該親投資信託の元本額	20,014,367,959円	23,758,563,820円
同期中追加設定元本額	5,107,910,940円	5,163,190,810円
同期中一部解約元本額	1,363,715,079円	4,069,655,552円
元本の内訳 *		
SOMPOターゲット・リターン戦略ファンド (2%コース)(FoFs用)(適格機関投資 家専用)	15,956,153円	25,373,475円
SOMPOターゲット・リターン戦略ファンド (4%コース)(FoFs用)(適格機関投資 家専用)	40,649,581円	51,629,718円
損保ジャパン国内債券ファンド(適格機関投資 家専用)	2,039,461,231円	1,120,605,730円
マルチアセット戦略ファンド(4%型)(非課税適格機関投資家専用)	407,743,908円	661,872,652円
損保ジャパン日本債券ファンド	954,874,767円	955,929,233円
ハッピーエイジング 2 0	420,343,406円	461,643,169円
ハッピーエイジング30	1,635,553,092円	1,745,861,723円
ハッピーエイジング40	7,253,685,550円	7,775,687,875円
ハッピーエイジング 5 0	5,019,827,718円	5,414,779,298円
ハッピーエイジング 6 0	3,024,133,869円	3,118,310,189円
好配当グローバルREITプレミアム・ファンド 通貨セレクトコース	105,844,335円	94,624,166円
SOMPOターゲットイヤー・ファンド203 5	1,860,032,520円	2,196,653,148円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド 2 0 4 5	690,969,059円	851,497,587円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド 2 0 5 5	268,461,655円	350,211,551円
S O M P O ターゲットイヤー・ファンド 2 0 6 5	18,217,588円	23,438,271円
S O M P O 世界分散ファンド(安定型) < D C 年金 >	1,866,012円	2,490,492円
S O M P O 世界分散ファンド(安定成長型) < D C 年金 >	612,414円	848,795円
SOMPO世界分散ファンド(成長型) <dc 年金></dc 	330,962円	642,006円
計	23,758,563,820円	24,852,099,078円

^{*}当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

2024年7月16日現在 2025年7月	15日現在
----------------------	-------

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
国債証券	838,319,300	942,134,300	
地方債証券	8,906,000	3,700,000	
特殊債券	13,599,999	13,521,388	
社債券	72,462,000	75,192,000	
合計	933,287,299	1,034,547,688	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表 (1)株式 該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2025年7月15日現在

	2025年/月15日規		<u>' П Ж Т .</u>	
種類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	第471回利付国債(2年)	1,150,000,000	1,153,105,000	
	第472回利付国債(2年)	240,000,000	239,764,800	
	第473回利付国債(2年)	2,000,000,000	2,000,920,000	
	第155回利付国債(5年)	250,000,000	246,960,000	
	第172回利付国債(5年)	500,000,000	491,105,000	
	第173回利付国債(5年)	100,000,000	98,394,000	
	第174回利付国債(5年)	600,000,000	592,776,000	
	第175回利付国債(5年)	580,000,000	576,926,000	
	第177回利付国債(5年)	2,800,000,000	2,809,492,000	
	第178回利付国債(5年)	400,000,000	399,108,000	
	第16回利付国債(40年)	170,000,000	96,315,200	
	第17回利付国債(40年)	130,000,000	97,197,100	
	第351回利付国債(10年)	430,000,000	420,780,800	
	第362回利付国債(10年)	200,000,000	188,758,000	
	第365回利付国債(10年)	1,600,000,000	1,492,256,000	
	第366回利付国債(10年)	50,000,000	46,764,500	
	第367回利付国債(10年)	150,000,000	139,689,000	
	第369回利付国債(10年)	100,000,000	94,419,000	
	第371回利付国債(10年)	1,530,000,000	1,421,813,700	
	第373回利付国債(10年)	300,000,000	280,950,000	
	第375回利付国債(10年)	100,000,000	96,964,000	
	第376回利付国債(10年)	1,300,000,000	1,234,064,000	
	第377回利付国債(10年)	480,000,000	466,368,000	
	第378回利付国債(10年)	240,000,000	236,671,200	

			^~ IHH
第38回利付国債(30年)	100,000,000	90,751,000	
第43回利付国債(30年)	240,000,000	209,803,200	
第48回利付国債(30年)	210,000,000	170,114,700	
第49回利付国債(30年)	160,000,000	128,961,600	
第55回利付国債(30年)	50,000,000	34,227,500	
第57回利付国債(30年)	300,000,000	202,545,000	
第58回利付国債(30年)	60,000,000	40,230,600	
第60回利付国債(30年)	570,000,000	386,517,000	
第68回利付国債(30年)	20,000,000	11,749,400	
第71回利付国債(30年)	90,000,000	53,179,200	
第72回利付国債(30年)	100,000,000	58,661,000	
第74回利付国債(30年)	100,000,000	63,284,000	
第75回利付国債(30年)	180,000,000	123,139,800	
第76回利付国債(30年)	100,000,000	69,872,000	
第77回利付国債(30年)	430,000,000	315,000,800	
第80回利付国債(30年)	80,000,000	60,964,000	
第83回利付国債(30年)	260,000,000	216,231,600	
第84回利付国債(30年)	210,000,000	170,383,500	
第113回利付国債(20年)	180,000,000	188,134,200	
第131回利付国債(20年)	30,000,000	30,943,200	
第148回利付国債(20年)	50,000,000	50,289,500	
第149回利付国債(20年)	540,000,000	541,701,000	
第150回利付国債(20年)	320,000,000	317,417,600	
第151回利付国債(20年)	160,000,000	155,456,000	
第152回利付国債(20年)	70,000,000	67,795,700	
第153回利付国債(20年)	260,000,000	253,315,400	
第154回利付国債(20年)	880,000,000	846,216,800	
第159回利付国債(20年)	150,000,000	131,872,500	
第160回利付国債(20年)	1,200,000,000	1,060,860,000	
第162回利付国債(20年)	100,000,000	86,160,000	
第166回利付国債(20年)	700,000,000	594,531,000	
第167回利付国債(20年)	310,000,000	254,308,500	
第168回利付国債(20年)	410,000,000	328,951,200	
第169回利付国債(20年)	180,000,000	141,129,000	
第171回利付国債(20年)	200,000,000	154,238,000	
第176回利付国債(20年)	800,000,000	612,208,000	
第177回利付国債(20年)	650,000,000	485,101,500	
第182回利付国債(20年)	130,000,000	106,085,200	
第183回利付国債(20年)	880,000,000	751,528,800	
第188回利付国債(20年)	210,000,000	181,206,900	
第191回利付国債(20年)	660,000,000	602,269,800	
	27,730,000,000	25,268,897,000	

国債証券 合計

			有11世武分牧古者(内国:	
地方債証券	第807回東京都公募公債	100,000,000	94,704,000	
	平成 2 6 年度第 1 3 回愛知県公募公債 (2 0 年)	200,000,000	194,802,000	
地方債証券 合計		300,000,000	289,506,000	
特殊債券	第3回地方公共団体金融機構債券(15年)	300,000,000	300,777,000	
	第78回地方公共団体金融機構債券(20年)	100,000,000	74,701,000	
	第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	14,991,000	15,186,482	
	第65回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	28,816,000	28,180,895	
特殊債券 合計		443,807,000	418,845,377	
社債券	第17回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 期限前償還条項付非	100,000,000	99,816,000	
	第15回クレディ・アグリコル・エス・エー期 限前償還条項付非上	300,000,000	298,596,000	
	第10回ロイズ・バンキング・グループ・ピー エルシー期限前償還	100,000,000	99,580,000	
	第2回不二製油グループ本社株式会社利払繰延 条項・期限前償還条	100,000,000	98,239,000	
	第7回ヒューリック株式会社利払繰延条項・期 限前償還条項付無担	100,000,000	99,981,000	
	第1回帝人株式会社利払繰延条項・期限前償還 条項付無担保社債	100,000,000	95,877,000	
	第2回武田薬品工業株式会社利払繰延条項・期 限前償還条項付無担	300,000,000	298,059,000	
	第13回楽天株式会社無担保社債(社債間限定 同順位特約付)	200,000,000	181,428,000	
	ENEOSホールディングス株式会社第 1 回利 払繰延条項・期限前	200,000,000	198,580,000	
	第4回ENEOSホールディングス株式会社利 払繰延条項・期限前	200,000,000	196,740,000	
	第1回ジェイエフイーホールディングス無担保 社債(劣後特約付)	200,000,000	195,928,000	
	第 1 回パナソニック株式会社利払繰延条項・期 限前償還条項付無担	200,000,000	198,468,000	
	第2回パナソニック株式会社利払繰延条項・期 限前償還条項付無担	100,000,000	97,132,000	
	第24回パナソニック ホールディングス株式 会社無担保社債(社	300,000,000	294,582,000	
	第 3 回株式会社かんぽ生命保険利払繰延条項・ 期限前償還条項付無	200,000,000	191,442,000	
	第 4 回株式会社かんぽ生命保険利払繰延条項・ 期限前償還条項付無	100,000,000	96,566,000	
	第24回イオン株式会社無担保社債(社債間限 定同順位特約付)(200,000,000	196,048,000	
	第36回NTTファイナンス株式会社無担保社 債(社債間限定同順	400,000,000	391,432,000	
	第40回東京センチュリー株式会社無担保社債 (社債間限定同順位	100,000,000	97,957,000	
	第37回SBIホールディングス株式会社無担 保社債(社債間限定	100,000,000	99,180,000	
	第42回SBIホールディングス株式会社無担 保社債(社債間限定	300,000,000	297,798,000	

第6回オリックス株式会社利払繰延条項・期 前償還条項付無担保	明限 100,000,000	97,936,000	
第6回東日本旅客鉄道株式会社サステナビリティボンド・無担保普	100,000,000	93,668,000	
第30回西日本旅客鉄道株式会社無担保社信 (社債間限定同順位特	責 200,000,000	189,722,000	
第 1 回株式会社商船三井利払繰延条項・期限 償還条項付無担保社	艮前 100,000,000	100,134,000	
第1回関西電力株式会社利払繰延条項・期限 償還条項付無担保社	艮前 200,000,000	198,118,000	
第562回関西電力株式会社社債(一般担保付)	呆 200,000,000	187,078,000	
第1回中国電力株式会社利払繰延条項・期限 償還条項付無担保社	艮前 100,000,000	90,843,000	
第 1 回東北電力株式会社利払繰延条項・期限 償還条項付無担保社	艮前 200,000,000	199,928,000	
第65回東京電力パワーグリッド株式会社社 (一般担保付)	土債 200,000,000	196,250,000	
第80回東京電力パワーグリッド株式会社社 (一般担保付)	土債 200,000,000	194,994,000	
第 5 回東京電力リニューアブルパワー株式会 無担保社債(社債間	会社 200,000,000	186,126,000	
第3回第一生命ホールディングス永久社債(後特約付)	(劣 200,000,000	187,010,000	
第3回A号富国生命劣後FR	200,000,000	197,634,000	
大樹生命保険株式会社第 1 回利払繰延条項 限前	・期 100,000,000	99,031,000	
社債券 合計	6,200,000,000	6,041,901,000	
合計		32,019,149,377	
·			

第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

損保ジャパン日本債券ファンド

2025年7月31日現在

資産総額	1,267,782,561円
負債総額	3,417,395円
純資産総額(-)	1,264,365,166円
発行済数量	1,172,141,807□
1単位当りの純資産額(/)	1.0787円

(参考)損保ジャパン日本債券マザーファンド

2025年7月31日現在

資産総額	34,010,812,782円
負債総額	859,201,000円
純資産総額(-)	33,151,611,782円
発行済数量	25,305,568,073□
1単位当りの純資産額(/)	1.3101円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5.譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

7. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場

EDINET提出書類

SOMPOアセットマネジメント株式会社(E12434)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替 停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均 等に再分割できるものとします。

10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(2025年7月末現在)

資本金の額 1,550百万円 会社が発行する株式の総数 50,000株 発行済株式総数 24,085株

最近5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構(2025年7月末現在)

会社の意思決定機構

定款に基づき10名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。また、その選任決議は、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取 締役の任期終了と同時に終了します。

取締役会の決議によって、代表取締役を選定します。また、取締役会長、取締役社長各1名を 選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は会日の3日前までに発します。ただし、緊急の必要のある場合には、この期間を短縮することができます。

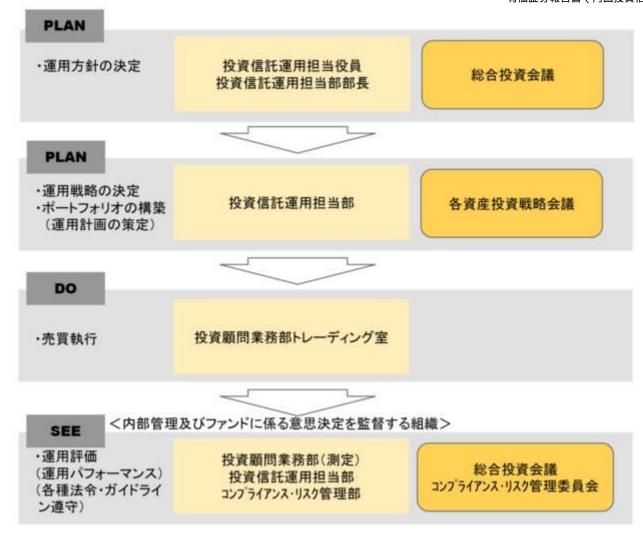
取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

- ・総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。
- ・各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運 用担当部が運用計画を策定します。

銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。

- ・各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観 点から売買を執行します。
- ・運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびに証券投資信託の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用(投資運用業)および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託(親投資信託を除きます。)は2025年7月末現在、計293本(追加型株式投資信託173本、単位型株式投資信託88本、単位型公社債投資信託32本)であり、その純資産総額の合計は2,590,270百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社であるSOMPOアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
- 2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事 (2024年	業年度 F3月31日)	当事 (2025年	業年度 [3月31日)
区分	注記 番号	金額	(千円)	金額((千円)
(資産の部)					

			有伽扯夯報古書(內国投資
流動資産			
1 現金・預金		4,034,755	4,269,903
2 前払費用		112,742	104,386
3 未収委託者報酬		1,702,469	1,826,714
4 未収運用受託報酬		4,148,794	1,177,062
5 その他		2,289	170,005
流動資産合計			
「「「」 「「」 「」 「」 「」 「」 「 」 「 」 「 」 「 」 「		10,001,052	7,548,072
日宁咨产			
固定資産			
1 有形固定資産			
(1)建物	1	3,942	3,997
(2)器具備品	1	43,412	86,858
有形固定資産合計		47,354	90,856
2 無形固定資産			
(1)電話加入権		4,535	4,535
無形固定資産合計		4,535	4,535
3 投資その他の資産		,,,,,,	
(1)投資有価証券		591,110	880,236
(2)長期差入保証金		173,961	173,961
(3)繰延税金資産		341,629	423,116
(4)その他		31	30
投資その他の資産合計		1,106,732	1,477,345
固定資産合計		1,158,622	1,572,736
<u> </u>	 	11,159,674	9,120,808
貝圧口引		11,139,074	9,120,606

		前事 (2024年)	業年度 3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債 1 預り金			15,473		9,211
2 未払金			-, -		,
(1)未払配当金	2	1,150,000		-	
(2)未払手数料 (3)その他未払金	2	606,388 216,600	1,972,988	628,983 323,996	952,980
3 未払費用		210,000	2,951,081	020,000	1,011,693
4 未払消費税等			301,562		-
5 未払法人税等			526,818		355,431
6 賞与引当金 7 役員賞与引当金			185,326 8,100		199,137 5,700
流動負債合計			5,961,351		2,534,153
流動負債合計 固定負債 1 退職給付引当金					
1 退職給付引当金			257,375		278,036
2 資産除去債務 固定負債合計			9,582 266,957		9,699 287,735
負債合計			6,228,309		2,821,888
(純資産の部)			0,220,000		2,021,000
株主資本			4		4 === 000
1 資本金 2 資本剰余金			1,550,000		1,550,000
2 貝			413,280		413,280
資本剰余金合計			413,280		413,280
│ 3 利益剰余金			,		,
(1) その他利益剰余金 繰越利益剰余金			2 075 220		4 240 444
			2,875,330 2,875,330		4,249,144 4,249,144
株主資本合計			4,838,610		6,212,424
評価・換算差額等			, ,		
1 その他有価証券評価差			92,755		86,495
額金 評価・換算差額等合計			92,755		86,495
純資産合計			4,931,365		6,298,919
負債・純資産合計			11,159,674		9,120,808

(2)【損益計算書】

		17 N		有価証	正券報告書(内国投資
		前事業 (自 2023年 至 2024年	美年度 4月1日 3月31日)	当事業 (自 2024年4 至 2025年3	年度 4月1日 3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(⁻	千円)
営業収益 1 委託者報酬 2 運用受託報酬 営業費用		8,333,682 6,117,209	14,450,891	9,303,999 3,676,517	12,980,517
1 支払手数料 2 広告宣伝費 3 公告費 4 調査費 (1)調査費		3,499,242 14,970 200 5,246,032 1,274,945		3,656,749 29,623 470 3,823,073 1,574,634	
(2)委託調査費 (3)図書費 5 営業雑経費 (1)通信費 (2)印刷費		3,968,103 2,983 146,958 13,473 111,483		2,245,446 2,992 151,565 18,200 111,241	
(3)諸会費 一般管理費 1 給料 (1)役員報酬		22,001 1,780,148 58,490	8,907,404	22,123 1,871,844 58,922	7,661,482
(2)給料・手当 (3)賞与 2 福利厚生費 3 交際費 4 寄付金		1,479,591 242,065 249,823 15,575 1,330		1,554,708 258,213 265,624 16,599 3,330	
5 旅費交通費 6 法人事業税 7 租税公課 8 不動産賃借料 9 退職給付費用 10 賞与引当金繰入		35,906 61,266 19,614 221,404 91,397 185,326		34,315 60,847 22,682 219,845 99,690 199,137	
11 役員賞与引当金繰入 12 固定資産減価償却費 13 諸経費 営業利益		8,100 38,014 459,163	3,167,070 2,376,417	5,700 22,258 535,615	3,357,490 1,961,544
営業外収益		1-0	2,370,417		1,901,544
1 受取配当金 2 受取利息 3 有価証券償還益 4 為替差益 5 保険配当金 6 雑益		476 0 - 9,754 626 2,615	13,473	5,008 0 18,714 - 927 966	25,617
営業外費用 1 有価証券売却損 2 有価証券償還損 3 為替差損 4 事務過誤費		7,678 278 - 228,515	10,470	301 - 3,541 13,117	20,011
5 雑損		241	236,712	58	17,017
経常利益 特別損失			2,153,177		1,970,144
1 有価証券評価損		-		3,789	0.700
2 固定資産除却損 税引前当期純利益	1	0	2,153,177	-	3,789 1,966,355
<u>税 引削 当 期 税 や 無</u> 法 人税・住民税及び事業 税			695,208		672,903
法人税等調整額			22,977		80,362
当期純利益			1,480,946		1,373,813

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (単位:千円)

		株主資本					
		資本剰余金		資本剰余金利益剰余金		制余金	
	資本金	資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,544,383	2,544,383	4,507,664	
当期変動額							

剰余金の配当				1,150,000	1,150,000	1,150,000
当期純利益				1,480,946	1,480,946	1,480,946
株主資本以外 の項目の当期 変動額 (純						
額)						
当期変動額合 計	-	-	-	330,946	330,946	330,946
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,875,330	2,875,330	4,838,610

	評価・換算		
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	純資産 合計
当期首残高	25,466	25,466	4,533,130
当期変動額			
剰余金の配当			1,150,000
当期純利益			1,480,946
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	67,288	67,288	67,288
当期変動額合 計	67,288	67,288	398,234
当期末残高	92,755	92,755	4,931,365

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (単位:千円)

	2024年4万1日 主 2023年3万31日 /					<u> </u>	
		株主資本					
		資本	剰余金	利益乗	利益剰余金		
	資本金	資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,875,330	2,875,330	4,838,610	
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益				1,373,813	1,373,813	1,373,813	
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純 額)							
当期変動額合 計	-	-	-	1,373,813	1,373,813	1,373,813	
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	4,249,144	4,249,144	6,212,424	

		評価・換算差額等			
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	純資産 合計		
当期首残高	92,755	92,755	4,931,365		
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益			1,373,813		
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純 額)	6,259	6,259	6,259		
当期変動額合計	6,259	6,259	1,367,554		
当期末残高	86,495	86,495	6,298,919		

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

|| |定額法を採用しております。 |なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 器具備品 2~20年

3 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して おります。

- 4.引当金の計上基準
 - (1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。 退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基 準適用指針第25号)に定める簡便法によっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
(1)投資信託事業は、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。
(2)投資顧問事業は、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づき契約ごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

- 6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項
 - (1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)	
建物	108,411	109,313	
器具備品	177,083	198,439	

関係会社項目

関係会社に対する負債は、次のとおりであります。

() () () () () ()

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
未払金		
未払配当金 その他未払金	1,150,000	-

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

(単位・千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	0	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

発行済株式に関する事項 1

· /U 1// // // // // // // // // // // // //	<u> </u>			
株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年3月28 日取締役会	普通 株式	1,150,000千円	47,747円	-	2024年3月31日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度
	期首株式数	増加株式数	減少株式数	期末株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

2 . 剰余金の配当に関する事項 (1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月29日 取締役会	普通 株式	1,900,000千円	78,887円	2025年3月31日	2025年5月30日

(金融商品関係)

. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。
(2)金融商品の内容及びそのリスク

の主機関品の内容及びでのラステートの経過である未収を託者報酬及び未収運用受託報酬は、そのほとんどが信託財産から支払われるため、回収リスクは僅少であります。 上投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・

評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスク に晒されております

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。 価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運 用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等で報告し、適切に管理を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

_ 前事業年度(2024年3月31日))		(単位:干円)
	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券(2)	590,360	590,360	-
資産計	590,360	590,360	-

(単位:千円) 当事業年度(2025年3月31日) 貸借対照表計上額 時価 差額 投資有価証券 (2) 資産計 (1)「現金・預金」 879,486 879,486 879,486

- 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879,486 | 879, 「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」 は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略して おります
- 2)以下の市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借 (対照表計上額は以下のとおりであります。 (単位・千円)

		(一)
区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非上場株式	750	750

注1.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

_ 前事業年度(2024年3月31日))			<u>(単位:千円)</u>
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 1 0 年以内	10年超
(1)預金	4,034,755	-	-	-

(2)未収委託者報酬	1,702,469	-	-	-
(3)未収運用受託報酬 (4)投資有価証券	4,148,794	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
│ ∱木工 \	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	12,783	257,883	167,593	152,101
合計	9,898,803	257,883	167,593	152,101

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

				<u>(+ </u>
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)預金	4,269,903	-	-	-
(2)未収委託者報酬	1,826,714	-	-	-
(3)未収運用受託報酬 (4)投資有価証券	1,177,062	-	-	-
その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	_	_	_	_
債券	-	_	-	_
その他	5,797	348,002	267,217	258,470
合計	7,279,477	348,002	267,217	258,470

注2. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額 該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

かに対象してのうめ	7 0
レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成
	される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により
	算定した時価
レベル 2 の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以
	外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

		時価			
区分	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
投資有価証券	-	333,213	257,147	590,360	
資産計	-	333,213	257,147	590,360	

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

		時価			
区分	レベル 1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券	-	429,524	449,962	879,486	
資産計	-	429,524	449,962	879,486	

注1.時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

非上場投資信託は、委託会社から提示された基準価額によっており、レベル2又はレベル3の時価に分類しております。

注2.時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

(2)期首残高から当事業年度末残高への調整表、当事業年度の損益に記載した評価損益

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

		有価証券報告書(内国投資	了 [信託受益証券]
	投資有価証券	合計	
期首残高	194,750	194,750	
当事業年度の損益又は評価・換算差額等			
損益の計上	0	0	
その他有価証券評価差額金	51,397	51,397	
購入、売却、発行及び決済			
購入	11,100	11,100	
売却	100	100	
発行	-	-	
決済	-	-	
レベル3の時価への振替	-	-	
レベル3の時価からの振替	-	-	
当事業年度末残高	257,147	257,147	
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照 表において保有する金融資産又は金融負債の評 価損益	-	-	

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	投資有価証券	合計
期首残高	257,147	257,147
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	0	0
その他有価証券評価差額金	2,815	2,815
購入、売却、発行及び決済		
購入	200,000	200,000
売却	10,000	10,000
発行	-	-
決済	-	-
レベル3の時価への振替	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-
当事業年度末残高	449,962	449,962
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照 表において保有する金融資産又は金融負債の評 価損益	-	-

(有価証券関係)

- 1.売買目的有価証券 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券 該当事項はありません。
- 3 . 子会社株式及び関連会社株式 該当事項はありません。
- 4 . その他有価証券で時価のあるもの

_ 前事業年度(2024年3月3	1日)			(単位:千円)
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額

	(1) 株式	-	-	-
貸借対照表計上額が	(2)債券	-	-	-
取得原価を超えるもの	(3)その他	479,618	336,668	142,950
	小計	479,618	336,668	142,950
 貸借対照表計上額が	(1)株式	-	-	-
取得原価を超えないも	(2)債券	-	-	-
Ø	(3) その他	110,742	120,000	9,258
	小計	110,742	120,000	9,258
合計		590,360	456,668	133,692

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(1) 株式	-	-	-
貸借対照表計上額が	(2)債券	-	-	-
取得原価を超えるもの	(3) その他	545,788	401,000	144,788
	小計	545,788	401,000	144,788
貸借対照表計上額が	(1) 株式	-	-	-
取得原価を超えないも	(2)債券	-	-	-
Ø	(3) その他	333,698	352,179	18,481
	小計	333,698	352,179	18,481
合計		879,486	753,179	126,307

5.売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (単位:千円)

133378 1 20 (17 = = = = =	<u> </u>	-/3	(1 = 1 1 1 3 /
種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3) その他	187,421	22,295	29,973
合計	187,421	22,295	29,973

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3) その他	9,699	-	301
合計	9,699	-	301

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要(出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。) 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用して おります。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

		(+4:113)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	245,172	257,375
退職給付費用	40,528	49,146

	退職給付の支払額	28,325	28,485
Ī	退職給付引当金の期末残高	257,375	278,036

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

(十座・				
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)		
非積立型制度の退職給付債 務	257,375	278,036		
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	257,375	278,036		
退職給付引当金	257,375	278,036		
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	257,375	278,036		

(3)退職給付費用

(単位:千円)

		(干皿・ココノ
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
簡便法で計算した退職給付 費用	40,528	49,146

3.確定拠出制度

(単位:千円)

		(半位・十円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
当社の確定拠出制度への要 拠出額	43,710	43,907

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
, ,	<u> </u>
169,388	189,581
43,352	94,289
78,808	87,514
56,746	60,975
26,319	21,580
8,118	9,142
7,165	8,596
389,896	471,677
4,168	5,522
4,168	5,522
385,728	466,155
40,937	39,812
3,031	3,120
131	107
44,099	43,039
341,629	423,116
	(2024年3月31日) 169,388 43,352 78,808 56,746 26,319 8,118 7,165 389,896 4,168 4,168 4,168 385,728 40,937 3,031 131 44,099

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以

下であるため注記を省略しております。

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 グループ通算制度を適用しております。

また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告 第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会 計の会計処理並びに開示を行っております。

4 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が6,868千円増加し、法人税等調整額が8,005千円、その他有価証券評価差額金が1,137千円それぞれ減少し、当期純利益は8,005千円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- 1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所及び事業継続用事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.2%~1.8%を使用して資産除去債務の金額を計 算しております。
- 3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:千円)

		(+12.111)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
期首残高	9,422	9,582
取得	_	-
時の経過による調整額	159	116
期末残高	9,582	9,699

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

		(十四・ココノ
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
投資信託事業(基本報酬)	8,199,234	9,178,614
投資信託事業(成功報酬)	134,447	125,385
投資顧問事業(基本報酬)	2,793,161	3,192,013
投資顧問事業(成功報酬)	3,324,047	484,504
合計	14,450,891	12,980,517

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 1.製品及びサービスごとの情報
 - 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 2.地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を 超えているため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

は中々ななりはなる	77 71 11 74
顧客の名称又は氏名	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	3,413,256

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を 超えているため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1.関連当事者との取引
 - (1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等 該当事項はありません。
 - (2)財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等 該当事項はありません。
 - (3)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社 等

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

<u> </u>	<u> </u>	-0-0 .,			73° H /					
種類	会社 等の 名称	所在 地	資本金 (億 円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関連 当者の関 係	取引 の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同の会をつ社	損ジパD証株会保ャンC券式社	東京都新宿区	30	確定拠 出年金 業	-	投信にる務行委等資託係事代の託	投信代手料支(1) 資託行数の払注 1)	838,690	未払 手数 料	218,649

同の会をつ社	SMOスマジン株会OPリクネメト式社	東京 都新 宿区	0	リスク コンサ ルティ ング業	-	投信等係委調資託にる託査	投信等託査の払2) 資託委調費支注 2)	180,252	未払費用	171,632	
--------	--------------------	----------------	---	--------------------------	---	--------------	----------------------------	---------	------	---------	--

- 注1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 注2.取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (注1)代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。
 - (注2)委託調査費の支払いについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

耒 <u>牛吳</u>	(<u> </u>	平4月1 1	<u> </u>	025年3万	<u> </u>					
種类	会社等 の名称	所在 地	資本金 (億 円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被 所割合	関連 書と関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同の新名技会	は リジャパ シDC い い い が が が に い が が に に に に に に に に に に に に に	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	-	投信にる務行委等資託係事代の託	投資信 託代行 手数料 の支払 (注 1)	1,002,331	未払 手数 料	247,773
同の新会社を持つ社	P O リ スクマ ネジメ	東京都新宿区	0	リスク コンサ ルティ ング業	-	投信託 信託 係る 表託 調査	投資信 託等委 託調査 費の支 払(注 2)	197,617	未払費用	193,125

- 注1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 注2.取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (注1)代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。
 - (注2)委託調査費の支払いについては、一般的取引条件によっております。
- (4)財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等との取引はありません。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

SOMPOホールディングス株式会社 (東京証券取引所に上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報 関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	204,748.41	261,528.74
1株当たり当期純利益金額(円)	61,488.32	57,040.22

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- (注) 2.1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日	当事業年度 (自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
当期純利益(千円)	1,480,946	1,373,813
普通株主に帰属しない金額 (千 円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千 円)	1,480,946	1,373,813
期中平均株式数(株)	24,085	24,085

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、 若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内 閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の 親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引 業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。 以下(4)、(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有し ていることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で 定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリ バティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させる おそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項 該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

みずほ信託銀行株式会社(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

資本金の額

247,369百万円(2025年3月末現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称:株式会社日本カストディ銀行

資本金の額:51,000百万円(2025年3月末現在)

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関す

る法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社か

ら再信託受託会社(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信

託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事業の内容
株式会社SBI証券	54,323	
損保ジャパンDC証券株式会社	3,000	
松井証券株式会社	11,945	 「今頭苺ロ取引注 に宝める第一種会
マネックス証券株式会社	13,195	「金融商品取引法」に定める第一種金 ・融商品取引業を営んでいます。
みずほ証券株式会社	125,167] 殿向田牧り来で昌ルでいより。]
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	
楽天証券株式会社	19,495	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

資本金の額は、2025年3月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の 交付等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社 該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

$\frac{1}{2}$	
提出年月日	提出書類
2024年10月15日	有価証券届出書
2024年10月15日	有価証券報告書
2025年 4月15日	有価証券届出書
2025年 4月15日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2025年6月12日

SOMPOアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 弘 幸業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSOMPOアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SOMPOアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸

表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月16日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳 山 勇 樹業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本債券ファンドの2024年7月17日から2025年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン日本債券ファンドの2025年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。